

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 20 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
 1. 9 月定例会本会議（9 月 13 日）から付託された事件（議案 10 件）
 2. 所管事務調査報告について
 3. 閉会中の所管事務継続調査申出について
 4. 委員派遣について
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 29 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 9 月 20 日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

— 開会 9:30 —

綾城委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員8人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案10件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

はじめに、議案第5号「令和6年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09:32 —

— 再開 09:33 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第3号「令和6年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 議案第3号「国民健康保険事業特別会計補正予算」につきましては、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 補正予算書 69 ページ、7 款「諸支出金」、1 項「償還金及び還付加算金」、7 目「保険給付費等交付金償還金」、説明コード 900「保険給付費等交付金償還金」134 万 1,000 円について、負担金・補助金返還金の内訳をお伺いいたします。

保険管理班長 返還金の内訳につきましては、令和 5 年度の特別交付金において、糖尿病性腎症重症化予防事業等の実績減によるものが 63 万 8,000 円、それと特定健診、特定保健指導の実績減によるものが 70 万 4,000 円、合計で 134 万 2,000 円となるとところでございます。それに加えまして、現年予算で 1,000 円を計上しておりますので、その差額の 134 万 1,000 円を補正予算として計上しているところでございます。

綾城委員長 他に関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 3 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 6 号「令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 議案第 6 号「後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきましては、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 12 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 議案第 12 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 議案参考資料の 1 ページ、議案第 12 号の参考資料で、改正の内容が 2 つございまして、1 つに徴収猶予がございまして、急患等で保険医療機関又

は保険薬局を受診した場合に、被保険者に係る保険料が最長 1 年以内の期間に限り徴収猶予することができるというふうな改正内容というふうになっていきますけど、この徴収猶予最長 1 年というのは、国民健康保険法の改正の中で示されたものなのか、それとも市が独自で期間を定めたものなのか、お伺いいたします。

総合窓口課長 本条例の一部改正につきましては、国の法改正に基づき行うものとなりますが、徴収猶予にかかる期間につきましても、国の法改正に基づき示された期間であり、市が独自で期間を定めたものではございません。

中平委員 今の 1 ページの改正の内容の(2)の罰則規定がございます。これは、被保険者証が廃止になることに伴う改正とありますが、これはマイナンバーカードの兼ね合いなんですか、お伺いいたします。

総合窓口課長 本条例の罰則規定につきましては、今年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴いまして、被保険者証の返還に応じないものに対する罰則の規定を削除するものとなります。

綾城委員長 他にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 40 —

— 再開 09 : 41 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 7 号「令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第 7 号「令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきましては、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 号「令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第 8 号「令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきましても、補足説明は特にございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 9 号「令和 5 年度長門市水道事業剰余金の処分について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第 9 号「令和 5 年度長門市水道事業剰余金の処分について」、補足説明をさせていただきます。今回の剰余金処分については、議案第 10 号の「令和 5 年度長門市水道事業会計決算」の 6 ページの下段にある「令和 5 年度長門市水道事業剰余金処分計算書」と同様の内容となっておりますが、これは令和 5 年度水道事業会計の補填財源として取り崩した減債積立金 3,612 万 5,128 円が未処分利益剰余金に振り替えられたことから、現金の裏付けがなく補填財源として使用できない未処分利益剰余金を適切に区分するため、同額を資本金に組み入れるという利益の処分行為及び令和 5 年度末決算での未処分利益剰余金の合計額 1 億 2,359 万 7,244 円全額を今後の企業債の償還金に充てさせていただくため、減債基金に積み立てを行うという利益の処分行為につきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 10 号「令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第 10 号の補足説明をさせていただきます。それでは、お手元の決算書により補足説明をさせていただきます。はじめに「収益的収入及び支出」の状況について、5 ページの損益計算書により説明いたします。この損益

計算書は、健全な経営がなされているかを判断するもので、課税対象となる費目の決算額は、すべて消費税抜きで計上されています。営業収益は 5 億 3,095 万 729 円で、総収益の約 77 パーセントを占める給水収益は 5 億 2,438 万 1,269 円となり、前年度と比べ 3,974 万 7,612 円の増収となりました。給水収益が増収となった要因としては、料金改定の実施によるものです。また、営業外収益は 1 億 4,968 万 1,377 円となり、前年度に比べ 1,881 万 5,773 円の減収となりました。減収の主な要因は、他会計補助金の減少によるものです。一方、営業費用は、物価高騰により高止まりしていますが、国の補助による動力費の減少や、水道監視システムの更新に伴う旧システムに係る除却資産の減少により 5 億 4,774 万 5,455 円となりました。また、営業外費用では、企業債支払利息等として 4,788 万 8,567 円を支出しました。その結果、収入額 6 億 8,063 万 2,106 円に対し、支出額が 5 億 9,563 万 4,022 円で、経常利益は 8,499 万 8,084 円となり、これに特別利益 95 万 8,386 円を加え、債権放棄等による特別損失 562 万 1,393 円を差し引き、8,033 万 5,077 円の当年度純利益となりました。次に、「資本的収入及び支出」の状況につきまして、26 ページの資本的収支明細書、消費税込みにより説明いたします。資本的収入は、建設改良工事の財源として企業債、工事分担金、国庫補助金、一般会計出資金等により総額 2 億 5,595 万 4,300 円を受け入れました。一方、資本的支出は建設改良費、企業債償還金として総額 5 億 7,921 万 1,852 円を支出いたしました。この資本的支出の建設改良費は、水道施設の更新、改良等により新たな資産を形成し、その効果が将来の収益に対応するもので、完成の翌年度から耐用年数に応じ配分した額を収益的支出の減価償却費として計上することとなります。令和 5 年度に実施しました主な工事は、14 ページに建設改良工事の概況として掲載しておりますが、これらの工事は有収率の向上と安心安全な水道水の供給を目的として実施しておりまして、老朽化した配水管の布設替工事や、送水ポンプの取替工事及び湯本浄水場の整備工事や日置地区の水源地対策等となっております。なお、資本的収支において不足する額 3 億 2,325 万 7,552 円につきましては、損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。また、27 ページに有形固定資産の明細として、令和 5 年度に実施した建設改良事業等による資産額の増加、減少の状況をお示ししているところでございます。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 私からは、1 点ちょっとお尋ねします。決算書の 23 ページ、これは決算附属資料にあたりますけれども、この決算附属資料の収益費用の明細書でございます。第 1 款「長門上水道事業費」、第 1 項「営業費用」、第 1 目「原水及び浄水費」、この中に委託料として 3,119 万 2,796 円が、これは決算額として明

記されているわけなんですけど、まず確認なんですけど、この中に、この委託料の中に水質検査というのが入っているのかどうか、お尋ねします。

浄水施設班長 この委託料 3,119 万 2,796 円の中に、水質検査は含まれております。

林委員 それで、厚生労働省は、この水道水について 2020 年、つまり令和 2 年に有機フッ素化合物、いわゆる PFOS 及び PFOA を水質管理目標設定項目に位置付けて、当時の科学的知見に基づいて PFOS と PFOA の合計値で 1 リットルあたり 50 ナノグラム以下とする暫定目標値というのを定めております。この現時点において、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについて確定的な知見というのがなくて、国際的にも様々な知見に基づく検討が今進められております。まず、今私が言ったようなことも含めて、この市の水道水の安全性というのは確保されているのかどうか、確認いたします。

浄水施設班長 PFOS、PFOA につきましては、昨年、岡山県吉備中央町で基準値超過を受けまして、昨年 11 月に長門市でも市内 12 か所において検査を実施しております。検査結果については、全 12 か所においていずれも検出されませんでした。また、検査結果につきましては、長門市のホームページに公表しております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はございませんか。

米弥委員 令和 5 年度長門市公営企業会計決算意見書の 5 ページなんですけど、給水状況の有収率について、昨年 74.4 パーセントで今年度は 72.3 パーセントと、2.1 パーセント低下をしておりますが、このことについての見解をお尋ねいたします。

水道班長 大きな原因は、配水管及び給水管の老朽化による破損が増えたことによります。具体的な理由につきましては、令和 5 年 1 月に発生しました国道 191 号を横断する配水管の漏水が大きな原因の一つであり、当該箇所は漏水調査により判明したもので、国道管理者やその他関係機関との協議、調整に時間を要し、令和 6 年 1 月に布設替え完了となり、その後、当該配水区の有収率は漏水発生前までおおむね回復しております。ちなみに、この漏水量は 500 から 600 トン／日当たりでございまして、漏水期間の約 12 か月で約 18 万トンの漏水が想定され、有収率に換算すると約 4.1 パーセントに相当し、その他の漏水修繕による回復分を考慮して、最終的な有収率は 2.1 パーセント減でとどまったものと解釈しております。

米弥委員 この漏水が原因と思われるんですが、このような課題に対して、他市も同じような、同様な問題があると思うんですけど、新技術の導入等は今後あるのかどうか、お尋ねをいたします。

水道班長 有収率の向上には、無収水量、いわゆる漏水量の削減が必須であり、近年の取組としましては、従来から実施している直営及び委託での漏水調査に加えて、昨年度から検針員による量水器を利用した漏水ノイズの計測調査の開始や、人工衛星を利用した漏水調査技術システム開発への参画といった新技術の試行導入により、積極的な漏水の発見に努めております。また、有収率が低く漏水量の多い配水区を重点的に調査実施するなど、漏水箇所の発見と修繕に努めております。

岩藤委員 今の給水管とか管路のことを言われたんですけど、長門市全体から見て今そういうふうな、そういった老朽ですよ、老朽管がかなり出ていると思うんですけど、今その管路の更新率というのは何パーセントぐらいになっているのか、お尋ねいたします。

水道班長 管路全体は、導水管、送水管、配水管で約 490 キロメートルございます。それで、令和 5 年度末で 16.9 パーセントの更新、耐震化を行っております。

岩藤委員 16.9 パーセントという低い率だと思うんですけど、これからどんどん更新が必要になってくると思いますが、大体、目途と言いますか優先順位をつけるとしたら、どういうふうなところからやられていくお考えなのか、お伺いいたします。

水道班長 管路の更新計画を基本としつつも、実際、現在の 490 キロメートルのうちの 170 キロメートルが経年管、40 年以上経った古い管になります。それを短期間で全てを更新することは現実的に不可能でございます。それは、他の市町事業体につきましても同様な問題を抱えております。それは、日本全国になります。ですので、今後は、その管路更新計画を基本としつつも、漏水事故リスクの高い箇所を管種、口径、老朽度、漏水事故履歴、重要度等の漏水リスクの因子を総合的に定量評価しまして、優先順位を決めた上で、予算の範囲内で効率的、効果的な更新箇所を決定し、修繕、更新をしていきたいと考えております。

ひさなが委員 今管路の話が続いていますけれども、決算書 12 ページに管路更新率について示されていて、過去 5 年間分があつて、令和 5 年度は 0.30 パーセントと、過去で 1 番低いパーセンテージになっているんですけど、この要因と、今こう優先順位がとお話されましたけど、この 0.3 パーセントという数値に関しての見解をお伺いいたします。

水道班長 令和 5 年度の更新率が低い理由につきましては、工事費の交通規制条件や管の口径、大きい口径となると割高になります。また管路の下越処理や給水管集中箇所等の費用のかかる施工条件や物価上昇等により、1 メートルあたりの施工単価の上昇が要因となりまして、予算的にはそんなに変わらなくても、

施工単価が高くなることによって更新延長が短くなるというような原因を考えております。

綾城委員長 ほかに関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑はありませんか。

岩藤委員 先ほど局長のほうから、令和 5 年に実施した主な工事が 14 ページに書いてあるということで、その中に河口の工事とか、色々深川川の、下郷の浄水施設の関係する水道工事なのかなと思うんですけど、ちょっとこの工事について詳しい内容が知りたいんですけど、説明をお願いします。

浄水施設班長 深川川河口堰改修工事につきましては、深川川の河口堰の今設置してあるピットの中に、油圧シリンダーという扉体を上げたり下げたりする装置を取り替える工事になります。また、深川川のそのシリンダーを取り替える工事にあたりまして、川の中にありますので、河口から工事用道路 280 メートルを設置する工事になります。

岩藤委員 実際、今ちょっと通ってみて、道路とかも整備されているようなんですけど、その工事も関係するんですか。河口のところに工事が入っていると思うんですけど。今から令和 5 年から、令和 5 年、6 年、7 年というふうに、完成が令和 7 年になっていますよね。工事期間というのは、もう着工しているものなのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

施設整備課長 河口堰で実際の今の工事をするためには、大きなクレーンが必要になります。それで油圧リンドーというものを吊って、現地に下ろして修繕するという工事になるんですけども、そのクレーンを現場の付近まで接続するために今、川の護岸に、その仮設用道路で幅員が必要ですので、それを今工事用道路という形で発注をさせていただいておって、あとはそれが終わりましたら、今の仮設の道路につきましては撤去というふうな予定になっております。

綾城委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 決算書 19 ページ、会計の(2)企業債の部分ですけれども、本年度の借入額に対して本年度の償還額のほうが少ないと、借りた額のほうが大きいと。本年度末の企業債残高は大きくなっていると。借金に対して企業債残高が膨らんでしまうというのは、長門市の水道事業の現状というところも事前にお示しをされていますけれども、こういった状況についての見解であったり、これからもこれがしばらく続くのか、それともある一定のところではしっかり改善をされていく目処があるのかというところについて、お伺いいたします。

総務班長 近年、水道事業においては、厳しい経営状況を反映しまして資金を確保するということで、企業債に頼った建設改良を行ってまいりました。しかしながら、令和 4 年度 10 月に料金改定をさせていただきまして、今年度でも現

れておりますように純利益が確保できておりますので、この純利益をまた減債積み立てに積み立てるなりして、企業債の圧縮を図ってまいりたいと思っております。ですので、昨年度はちょっと増えてしまいましたけれども、少しずつ発行のほうも抑制してまいりたいと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑ありませんか。

林委員 それでは、ちょっと決算審査意見書のほうからちょっと質問させていただきます。未収金の状況です。これは決算審査意見書 17 ページに記載がされています。それで、全体では前年度に比して収納率というのは 0.3 ポイント上昇しております。これは、一定の徴収業務が非常に適切に行われた結果だというふうに私は理解しています。それで、ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、これは給水料金の収納状況が長門上水道と俵山簡易水道、2 つに分けられております。俵山の簡水の現年、過年度分合わせて 226 万 8,829 円という収入未済額がございますが、俵山の簡水にしてはちょっと額が大きい気がするんですが、これのちょっと内容について、ちょっとどういったものなのかというのを説明していただければと思います。

管理課長 俵山簡水の未収金につきましては、1 法人の滞納、未納額というのが突出して残っているという状況でございます。

林委員 今、1 法人の滞納額が突出しておるということです。これは個人でというのは、確かなかなか考えにくいです。俵山の給水人口から考えると。1 法人ということなんですけど、詳しい年度はちょっと記憶が定かではないんですけど、以前この水道料金というのは、いわゆる公債権の範疇に入っていましたけど、今はいわゆる私の債権、いわゆる私債権のほうに最高裁で、これは高裁で公債権ではなくて私債権であると判決が出て、それ以後、私債権、いわゆる私債権の扱いになっています。だから、この徴収にあたって、なかなか特に法人さんの場合は生業というのがありますので、じゃあ、いわゆる一般でやられているような給水停止ができるのかどうかとかもあるじゃないですか、いろいろ。その辺りのちょっと考え方というのを聞かせていただいてよろしいですかね。

管理課長 この債権につきましては、コロナ禍当時から経営がちょっと芳しくないということで、その当時、徴収猶予等もさせていただいていたところなんですけれども、その後、水道料金については定期的に催告等を行っておりますし、現状、債権管理としてはきちんとさせてはいただいているかなとは思っています。ただ、委員おっしゃいましたように、給水停止とかとなりますと、今度は営業自体の圧迫につながりますので、その辺は債権者とお話し合いをさせていただいて、今後の計画等を立てさせていただきながら、無理のない範囲でと言いますか、お支払いしていただいている状況でございます。

綾城委員長 それでは今の 17 ページ、未収金、水道事業の未収金の状況についての関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

中平委員 決算書 26 ページ、第 1 款「資本的支出」、第 1 項「建設改良費」、第 6 目「水源開発費」、節「ダム負担金」623 万 8,456 円について、令和 5 年度の事業実績及び今後の事業見通しについてお伺いいたします。

浄水施設班長 令和 5 年度の大河内川ダム建設事業費は 8 億 9,120 万 9,000 円で、事業内容としましては、委託費として水文調査一式、設計、検討、試験委託、補償工事費として付替県道長門秋芳線の道路工 L=190 メートル、橋梁工一式になります。また、今後の事業見通しにつきましては、付替県道長門秋芳線の工事完了後にダム本体の工事に着手すると説明を受けています。

綾城委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

中平委員 同款、同項、同目、節「委託料」として 1,292 万 5,000 円が上がっております。これも「水源開発費」だと思いますが、この詳細な説明をお願いいたします。

浄水施設班長 この業務名は真口新水源調査解析業務になります。近年の異常気象の影響で、ここ数年、日置地区において毎年のように渇水の状態となっております。その対策としまして、日置浄水センターの周辺に新たな水源を確保し、門前水源の負担を軽減させることを目的としています。業務内容は、周辺井戸の調査及び電気探査を行いました。電気探査とは、地面に打ち込んだ電極から電気を流すことにより、地下の電氣的な性状を解析し、地盤の種類や分布、地質構造、地下水の状況を調査することです。この電気探査の結果により、新水源の候補地を選定するものとしています。今後は、水質調査や揚水流量試験等を予定しております。

綾城委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

林委員 それで、上下水道局の皆様には 8 月 20 日に本委員会の学習会のときにいろいろご教授をいただいて、私たちも改めて認識というのを新たにしたわけです。今回、いろいろ議論が出ていますけど、そのときの議論で、例えば決算書の今回 5 ページに、当年度の純利益が 8,033 万 5,077 円というのが計上されています。これをもって健全経営が行われているわけではないんだと。利益が出たからというようなお話もあったと記憶しています。それで、そこで基本的な見解をちょっとお尋ねしたいんですけど、では企業で言うところの内部留保資金というのはどこにあるのかと言ったら、6 ページの上段の表にあります令和 5 年度長門市水道事業剰余金計算書の利益剰余金の合計、当年度末残高は 4 億

2,179 万 1,427 円、これがいわゆる内部留保にあたる。これは、次のページの 7 ページ、8 ページの令和 5 年度長門市水道事業貸借対照表の 8 ページの資本の部の利益剰余金合計の 4 億 2,179 万 1,427 円と合致します。この内部留保資金についての考え方なんですけれども、確かにこの内部留保が多ければ多いほど、例えば建設改良費とか企業債の償還金に回せるお金がそれだけ潤沢にあるということになるんですね、理論上。だから課として、この内部留保資金というのはどの程度というか、あればあるに越したことはないんでしょうけど、どういったちょっと見解をお持ちなのかというのをお聞かせいただけますか。

管理課長 内部留保資金につきましては、特段これだけ蓄えなさいという決まりとかというのは定められてはないんですけど、今おっしゃったように、例えば災害とかが発生して給水収入とかがなくなった場合とかも想定して、やっぱり 1 年分の給水収益分以上というのは、ある程度必要ではないかなとは思っております。

林委員 分かりました。ということは、給水収益を大体目処に内部留保資金があれば、何とか突発的に何かあったときには、そういう内部留保資金を取り崩して、そういうことに充てるということでいいんですね。

管理課長 突発的な対応としては、当面はその内部留保資金で対応することになるかと思えます。

綾城委員長 それでは 8 ページの利益剰余金について、関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 10 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長にお尋ねします。これはよく言われる地方公営企業法の経営の基本原則を定めた第 3 条には、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」というふうにうたわれております。地公法の第 3 条に照らして、公共の福祉の増進をはじめ、令和 5 年度長門市水道事業会計決算の経営状況をどう評価しておられるのか、お尋ねします。そして、また前年度の決算審査の中で、「交付金を活用し、料金改定分を令和 4 年度に限り減免したことによって市民生活や経済活動に与える影響を最小化できたものと評価している」というふうにお述べになっておられますけれども、この点についての令和 5 年度の評価を重ねてお尋ねいたします。

上下水道局長 水道事業は公営企業ですので、地方公営企業法の経営原則第 3 条に定められているとおり、合理的、効率的に経営を行うとともに、住民の利益となるよう運営されなければならないとされております。これらを踏まえまして、令和 5 年度の水道事業決算における経営状況の評価でございますが、料

金改定の本格的な実施により収益が増加したこと、国の施策による動力費の減少や水道監視システムの更新を行ったことにより、資産の減耗費の減少及び効率的な経営に努めた結果、約 8,030 万円の利益を確保することができたことで、回収率や営業比率において 10 ポイント以上、上昇していることで、経営状況が改善できたと評価しております。また、令和 4 年度に限り減免を行いました、減免期間中の半年間に、令和 5 年度からの料金改定実施に向けた市民や事業者への周知期間として活用ができました。おかげをもちまして、料金改定によるお問い合わせや苦情等もなく、スムーズに移行ができたというふうに評価しております。

林委員 それでは、今おっしゃった令和 5 年度の長門市水道事業会計決算の成果と課題を踏まえて、次年度の事業経営にどう取り組んでいくお考えなのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 令和 2 年度に策定した経営戦略についても、5 年を経過したことから、今年度見直しを行うこととしております。次年度以降の取組でございますが、令和 5 年度の決算において多額の利益があり、内部留保資金が増加しました。これらを活用して、今後、更新計画を見直すとともに、債務負担の抑制に努めてまいりたいと考えております。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 10 号「令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について」、反対の立場で簡潔に討論を行います。私は、令和 5 年 2 月 28 日に開かれた 3 月定例会の本会議において、令和 5 年度長門市水道事業会計予算に対する質疑を行っております。その内容は、予算書 5 ページに記された第 1 款「長門上水道事業収益」、第 1 項「営業収益」、第 1 目「給水収益」が料金改定後の水道料金になっていることについて、その算定根拠を質しております。その質疑に対しては、「各地区の令和 4 年度調定額実績を算定の基礎とし、令和 3 年調定額実績と比較の上、増減率調整を行い、料金改定に伴う増額分を加算し算定している」との答弁がありました。私は、答弁を受けて、「現在、長引くコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化はエネルギーや原材料価格の高騰につながっており、記録的な物価高が市民生活を直撃している中で、本年 3 月をもって水道料金の減免期間を終了させることについては疑問視せざるを得ない」と述べております。また、同年 9 月 22 日に開かれた文教厚生委員会の令和 4 年度長門市水道事業会計決算の認定に対する討論では、「国の交付金を活用し、令和 4 年度に限った措置とはいえ、水道料金の減免に踏み切ったことは高く評価する」として、賛成の立場で意見を述べております。先ほどの上下水道局長の答弁では、料金改定による問い合わせや

苦情等もほとんどなく、スムーズに移行できたことは評価しているとありましたが、確かにそういった一面はあったにしても、市民生活の厳しさが解消されているわけではありません。限られた職員体制の中で、上下水道局の経営努力は評価するものの、令和 5 年度の決算からは市長の掲げる「市民のいのちと生活を守る」という点では不十分なものであり、こうした立場から、この度の決算を認めるわけにはいかないということを申し上げて、意見といたします。

綾城委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、認定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 10 号は、認定すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩します。再開は 10 時 35 分からとします。

— 休憩 10 : 23 —

— 再開 10 : 35 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 11 号「令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、令和 5 年度下水道事業会計決算書により補足説明をさせていただきます。はじめに、「収益的収入及び支出」の状況につきまして、決算書 5 ページの損益計算書により説明いたします。この損益計算書は、経営状況を示すもので、下水道使用料など課税対象となる費目については全て消費税抜きで計上しております。営業収益は、年間有収水量が前年度に比べ 5 万 8,232 m³減少したため、下水道使用料も 703 万 5,039 円減少し、雨水やし尿処理に要した経費の負担金等と合わせ 5 億 973 万 3,460 円となりました。また、営業外収益は、基準内及び基準外繰入金を一般会計負担金・補助金として繰り入れ、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費に充てる財源として長期前受金から収益化した戻入額等を合わせ 10 億 8,489 万 1,834 円となりました。一方、営業費用は、施設の維持管理、修繕、人件費等に要した費用や減価償却費等の費用化により 15 億 1,509 万 8,522 円となりました。また営業外費用では、企業債支払利息等として 6,576 万 560 円を支出しました。その結果、収入額 15 億 9,462 万 5,294 円に対し、支出額 15 億 8,085 万 9,082 円で、経常利益は 1,376 万 6,212 円となり、これから特別損失 1,376 万 6,212 円を差し引き、収支 0 円となりました。次に、「資本的収入及び支出」の状況につきまして、決算書 23 ページから 24 ページの資本的収支明細書を消費税込みにより説明いたします。資本的収入は、資本的支出の財源として企業債・負担金及び分担金・国庫補助

金・一般会計出資金により 9 億 6,238 万 6,034 円を受け入れました。一方、資本的支出は、建設改良費・企業債償還金として 14 億 1,884 万 2,264 円を支出いたしました。主な建設改良工事は、決算書 14 ページ、15 ページ記載の建設改良工事の概況のとおり、処理場の長寿命化対策として東深川浄化センターの耐震補強・機械・電気設備工事を継続して行うとともに、老朽管対策として東深川 1 号汚水幹線改築更新工事等を行いました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億 5,645 万 6,230 円につきましては、3 ページ下段に記載しておりますとおり損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。以上、令和 5 年度の下水道事業会計の補足説明とさせていただきます。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 収益的収支と資本的収支における一般会計からの繰入金について、合計が 7 億 6,794 万 600 円になります。前年度に比して 7,393 万 5,600 円、10.7 パーセント増加しております。基準外繰入金が 6,324 万 7,570 円、30.8 パーセント増加しております。この近年の基準外繰入金の推移とその分析及び見解をお伺いいたします。

総務班長 令和 5 年度の繰入金が増加した理由につきましては、資本的支出の建設改良費が、令和 4 年度が約 3 億 7,000 万円に対しまして、令和 5 年度が 8 億 3,500 万円と大幅に増加しておりますので、この財源としまして繰入金が増加しております。近年の繰入金の数字でございますけれども、決算審査意見書でいきますと令和 3 年度が 6 億 3,500 万円、令和 4 年度が 6 億 9,400 万円、令和 5 年度が 7 億 6,700 万円と増加しております。基準外繰入金につきましては、過去 3 年を見ますと、令和 3 年度が 1 億 4,200 万円、それから令和 4 年度が 2 億円、令和 5 年度が約 2 億 7,000 万円と増加しつつございます。近年、老朽施設も増加しておりますし、今後の農業集落でありますとか、漁業集落でありますとか施設の老朽化も見込まれますので、また資機材等の高騰もあって建設改良費も高騰しております。こういったことから、基準外繰入、収入も人口減から減っておりますので増加傾向にありますし、今後もそういったことが見込まれますので、局といたしましては今回上程させていただきましたけれども、収入確保ということもありまして、下水道料金の改定もそうですし、局として計画的に老朽施設の更新をしていく必要があると考えております。

綾城委員長 一般会計からの繰入金について、関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 決算書 14 ページ、工事が 14、15 ページと載っております。各工事の進捗の状況について 1 点お伺いしたいのと、やっぱりこの物価高騰であったり、業者の人材不足というのは、予定していた工事に影響が現れているの

か、見解をお伺いいたします。

綾城委員長 決算書 14 ページの工事についてですけど、近年物価高騰等しておりますけれども、物価高騰等がこの建設改良工事にどのような影響を与えているかという質疑だと思います。

施設整備課長 物価高騰と人件費等でどのような影響があるかということなんですけれども、下水道工事の施設関係は機械とか設備、電気、こういったものの部品というか材料がおおむね必要になってきますけれども、このものがウクライナとコロナ、そういった様々な要因から、跳ね上がり方がちょっと尋常ではなくて、当然こういった工事費が当初予定していましたよりは 3 割とか 4 割ぐらいは当然上がっておりますので、できる工事の数が少なくなっているということは老朽化の更新等にはやはり影響が大きいというふうに考えております。

綾城委員長 それでは、建設改良工事についての関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

林委員 私のほうからちょっと 1 点、決算書 7 ページですかね、ここに長門市上下水道の貸借対照表がございます。固定資産の合計額が 206 億 3,554 万 4,899 円で、これはちょっと基本的なことをお伺いしますけど、この固定資産はどこに帰属していると言うか、この所有権は誰のものなんですか。

総務班長 所有権は、長門市でございます。当然、局が所管しております。

林委員 長門市に帰属するんだと、所有権は。このじゃあ、その長門市が所有しているということは、平たく言うと市民の財産だということでもいいんですか。

総務班長 当然、料金収入を得て、資産をこうやって残しておりますので、市民の財産と言えらと思います。

林委員 私は、その市民という 1 つのカテゴリーの中に、いわゆる今おっしゃった市民というのは、要するにその下水道事業の恩恵に預かっている方の「市民」という意味なんですか。それともあまねく「市民全体」という意味なんですか。どちらですか。

総務班長 資産については、基本的には事業で残しているものですので、利用者のためともいうのが基本ではございますけれども、繰入金とか、実際に使われていない方の税金等、そういったものを投入されておりますし、下水道事業でしたら雨水渠という広く料金を徴収してない、皆さんが使われる施設もございますので、利用者だけというものではございません。

林委員 私がちょっと今なぜこういう質問をしたかという意図をちょっとお話ししますと、これは上下水道局の皆様も多分、「ん」と思っていると思うんですが、この下水道事業と合併処理浄化槽、これをこう比較して料金の話が出るときがたまにあります。その個人が所有している、いわゆる所有権がある個人の財産である合併処理浄化槽と、今ご説明にあった広く長門市民が所有している、

つまり行政が所有しているものと同列に扱うというのは、私はちょっと違和感が非常にあったわけです。だから、今ちょっと確認したわけなんですね。やっぱりさっきまさにおっしゃったように、先ほど中平委員がおっしゃったように、基準外繰入れがあるということは、広くその下水道の受益をしている人たちじゃなくて、幅広く市民全体が負担しているということになるわけですね、その資産を維持していくためには。だから、そういう話を聞いて、だからその個人の財産である合併処理浄化槽と行政の財産である、いわゆる市民全体の財産であるものを比較して、対比させて、その料金収入とか合併処理浄化槽のお金が高いとか低いとかというのは私は違和感があるわけで、その財産の区分からして。そういうことをちょっと今確認させていただきました。それで、実際、これはじゃああれですかね、もう 1 点お尋ねします。今これだけの当然、その借入金とかで起こして、特に更新事業を行うというのはすごくよく分かりますし、合わせてその資金をどうやって調達するかというのも、もちろんその大事なことなんです。でも よくこれは、ちょっとこれも原則論の話になるんですけど、要するに、その負債があるということは、その別の見方をすると財産が残っているというか、資産が残るということなんですね。負債がある、負債だけを捉えたと、何か非常に否定的な見方をすると、合わせて、資産が残っている、資産が形成されているということなんですね。こういう考えで、まず間違いないですか。

総務班長 企業債を借り入れて施設整備したものについては、当然、資産が残っております。企業債を借りますと、当然、資産というのは長く使うわけで、後年度の利用者の方も使われるという意味もありますので、そういった意味からも負担の公平性、将来でも使うということで、企業債の役割、そういったものもございます。

綾城委員長 それでは、7 ページの固定資産について関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 11 号の全般にわたりご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長にお尋ねいたします。言うまでもなく、下水道事業というのは装置産業であって、費用構造に占める固定費の割合が極めて高く、資産のほとんどが管路施設や処理施設で占められております。この施設整備には多額の、先ほど言ったように多額の資金を要し、その財源として借入金や一般会計等に頼らざるを得ない現状となっておりますけれども、こうした令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の経営状況をどう評価しているのか、お尋ねいたします。また、今月 2 日の定例会見の中で市長は、「本市のような過疎地域では独立採算性は無理」という発言をされておりますけれども、これをどう受け止めておられるのか、重ねてお尋ねいたします。

上下水道局長 下水道事業においては、雨水公費、汚水私費の原則により、多額の基準内繰入金によって運営ができていることは皆さんもご承知のとおりでございます。令和 5 年度決算においては、人口減少等により使用量及び使用料収入が減少しましたが、汚水処理費用は職員の創意工夫もあり、低く抑えることができました。その結果、若干ではありますが回収率の上昇した点については評価しておりますが、依然として厳しい経営状況であるということは認識しております。市長の発言についてですが、下水道事業は本市のような過疎地域、すなわち汚水処理人口が少なく人口密度の低い地域においては、経営状況は必然と厳しく、独立採算を行うことは使用者へかなりの負担を強いることとなり、現実では難しいとの発言と認識しているところでございます。私としては、公営企業の原則、経営原則にのっとり、経済性の発揮や公共の福祉、独立採算制に近づけるよう、またなるべく先の世代に負担を残さないよう、効率的な経営、健全経営に努めてまいりたいと思っております。

林委員 はい。では、もう 1 点お聞きします。令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の成果と課題を踏まえまして、次年度の事業経営にどう取り組んでいくお考えなのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 それでは、お答えいたします。委員お示しのとおり、下水道事業は装置産業であり、施設整備や維持管理には多額の資金を要します。そのため、施設整備にあたっては、事業ごとに交付金を活用するとともに、有利な起債等も活用しながら整備していきたいと考えております。また、処理施設の統合や汚水処理費用の減少に取り組み、民間の力を活用しながら効率的な経営に努めてまいりたいと思っております。

ひさなが委員 ちょっと今の林委員と被るところがあるかもしれないんですけど、お伺いします。先ほどの議論の中でも、老朽化に対応して色々工事していくけれど、物価高騰等でなかなか思うように進まないといったところがあると。決算書を見る限り収益が出せる状況ではないというのは、これは明らかなことだというふうに思います。なので、繰り入れをしながら起債をしつつ、利息含めて償還をしていきながら工事もしていくとループがずっと続いている状況かなというふうに思います。経営努力でも、人材とかもギリギリで対応されているんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、個人的になんですけど、やっぱりこういった状況というのは、いいループではないと言うか、やっぱりかなり厳しいし、先ほどあったように、予算を決めても物価等が上がりれば思ったほどの効率が出ないというのは、後々後世がどんどん厳しくなっていくんじゃないのかなというふうに僕は感じています。やっぱりそういうときは、しっかりと一時的にでもお金と人というのはかけるべきかなというふうに僕はちょっと思っているんですけれども、そういった考えに対してというか、お金と人

の考え方というか、それについて局長のご意見をお伺いできればと思います。

上下水道局長 お金と人というところの中で、まず水道局としても、独立採算の企業会計としても、やっぱり組織の 1 つというところで、限られた予算というのはどうしても決まってきます。使用料だけで賄うことができず、やっぱり起債とかも借りながら、一般財源、税金を投与するというところで、事業規模を増やせば、料金を増やすのか、繰入金を増やすのか、どちらを取捨選択するのかという大きな問題点が出てくる。まして、今度は職員の数を増やすというところも、これも組織の中の 1 つということで、上下水道局だけで今全部で 40 名弱ぐらいですかね、その職員を 100 名に増やしてくれと要望してもなかなか難しいと。ですから、今からの局の考え方としては、お金、人それぞれですけども、限られた中で、英知を絞りながら、事業効果をいかに上げていくかということ局全体として、全員で考えながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。回答になっているかどうか分かりませんが。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、認定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 11 号は、認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第 14 号「長門市下水道条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第 14 号は、下水道使用料改定に伴う長門市下水道条例等の一部改正を行うものであり、改正の内容としましては、平均改定率を 15 パーセントとして、従量料金の値上げを行うもので、基本料金に含まれていた基本水量 1 か月に 10 m³を廃止し、基本水量の廃止に伴う大幅な値上げを抑制するために、1 か月 10 m³までの従量料金に調整単価を導入し、最低限度の生活排水における使用者負担を考慮し、急激な負担増となることを防ぐため低く設定しているところであります。また、使用料改定の時期としましては、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

綾城委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

ひさなが委員 ただ今議題となっております議案第 14 号について、議案参考資料 3 ページの 2 のほうですね、まず。公共下水道の雨水渠占用料の算定根拠の追加について挙げられておりますが、まずこの算定根拠を追加することになった経緯についてお伺いいたします。

管理課長 公共下水道における占用料の算定については、長門市下水道条例第 32 条第 3 項の規定により、長門市道路占用条例の規定を準用することとなって

いますが、宅地等に出入りするための雨水渠上の道路橋や床板等の占用料については、水路上の占用であるため、かねてより実態に即した長門市準用河川条例の規定を基にして占用料を算定しておりました。今回、雨水渠の占用料の算定根拠が不明確であるということが判明しましたので、条例改正により明文化するものでございます。

ひさなが委員 はい、分かりました。この算定根拠を追加することで、これまでと大きく変わったりすることや、市民に大きく影響があることはございますか。

管理課長 今回につきましては、算定根拠を明らかにするための条文改正であります。今までどおり占用料の額に変更はないため、市民への影響は特になくものと考えております。

中平委員 この議案第 14 号については、長門市上下水道事業審議会から答申されて認められた、値上げもやむを得ないみたいな、認められたものだと思いますが、その審議会からの下水道使用料金のあり方について付帯意見が出されております。その最後のほうに、「料金改定については、市民の理解と同意が得られるよう説明責任を果たし、十分な周知を行い、また、下水道事業の将来像や見通し、経営状況についてもよく説明すること」とありますが、上下水道局としては具体的対応はどうされるのかをお伺いいたします。

総務班長 料金改定につきましては、令和 7 年 4 月を予定しておりますので、市民や事業者等への周知期間、準備期間として 6 か月間を置いております。その間に、議会で承認いただけた後には、広報で丁寧に説明していきますし、大口の事業者にも水道料金のときもそうでしたけれども、個別訪問させていただいて、ご理解を得ていく予定としております。あと経営戦略も、先ほどから出ておりますけれども、改定を予定しておりますので、今の経営状態、今後の方針なども丁寧に市民に説明して、理解が得られるよう広報に努めていきたいと考えております。

上田委員 今の中平委員の件、ちょっと被りますけれども、この下水道事業の先のことを鑑みますと非常に明るさよりも暗さという感じにならざるを得ないんですけれども、こと経営面からどのように、来年春からの 15 パーセント平均アップというのも含めた、この先の大きなトレンドの流れというのを、局長、どのようにお考えになるのか、一言お願いできますでしょうか。

上下水道局長 暗い見通しと言われれば、大変厳しいところのご意見だと思っております。いずれにしましても・・・（「局長は、今一度のとき」と呼ぶ者あり）

綾城委員長 大変失礼しました、局長、今一度でお尋ねしますので。上田委員、「今一度」のところでまた聞いていただけたらと思います。お願いします。後

ほど「今一度」としますので、そのときに今の質疑をしていただけたらと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。ほかに、ご質疑はありませんか。

林委員 では、まず基本的なこと、経営戦略上は 21.8 パーセント増の計画になっておりますけれども、今回 15 パーセント増とされておりますが、その差の 6.8 パーセントについて、局としてどういう考えでおられるんですか。今後の方向性について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

総務班長 計画では、21.8 パーセントということでございました。この計画につきましては、世代間の公平性を確保するという観点から、汚水処理にかかる維持管理費を賄うということで 21.8 パーセントを計画しておりました。今回 15 パーセントの改定ということで、先の世代に先送りしている状況にある程度軽減できるということと、実際には維持管理費をある程度賄っていく必要がある、計画に沿って経営改善を進める必要があるということで 15 パーセントということでございますけれども、やはり 21.8 パーセントというところは、現在の経済情勢等も鑑みると、審議会でも意見がございましたが、かなり急激な値上げになるということで、可能な限り抑えるということで 15 パーセントということを提案させていただいております。

林委員 はい、分かりました。本来そういう、本当はここまでやりたいんだけど、とりあえず審議会のご意見もあつて 15 パーセント、平均改定率 15 パーセントに抑えているんですよというお話でした。それともう 1 点は、長門市下水道条例の使用料の減免を定めた第 35 条には、「市長は、公益上その他特別な事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる」という規定がありますが、この減免規定なんですが、この「公益上その他特別な事情があると認める」というのは、具体的に何を指しているのかお尋ねします。

管理課長 この場合、うちが想定しているというのは、災害とか、この度の例えば能登半島地震とか、ああいう災害が起こった場合の対応について減免を行うといったような部分を想定しております。また、先ほどもちょっと能登半島で触れましたけれども、そういうところから例えば本市にいらっしゃる方とかについては、一応、罹災証明等を発行していただいた後には減免、免除するなりという対応を、その条文によって対応しているところでございます。

林委員 ということは、この第 35 条の規定というのは、例えば、その生活が困窮したとか、著しくその事業経営が行き詰まって、著しく生活が困窮したとか、いわゆるそういったものはこの第 35 条の規定にはないということで理解していいんですか。

管理課長 そういうところには、免除するという部分については、ちょっと想

定はしておりません。

林委員 第 35 条の規定というのは、ずっとこの条例ができたときからずっとあって、これは水道も一緒なんですけど、ただ上下水道局のこの減免規定というのは、そういった災害等にこう限定した考えで、これというのは他の自治体の上下水道局とかの条例の中でもそういった考えもあるし、又はそういった福祉減免のような形で、この減免規定を有しているところもございます、実際。でないうていうのは、何かさっき言ったように、例えばもう利益が出ないというか、利益が出ないから極端に言ったらそこまで回せるお金がない、極端に言ったらそういう話になるのかなと思うんですが、この第 35 条の規定というのは、ある意味その市長の裁量権を担保したものだとは私は理解しているんですが、この辺りというのは、その局と市長とのそういうお話というのは、されたことというのはあるんですか。この第 35 条規定について。いや、これはちょっと生活困窮とかもこのカテゴリーの中に入れたほうがいいんじゃないかとかという話はなかったんですか、ないんですか。

管理課長 生活困窮等の対応についてでございますけれども、先ほど委員も言われたように、経営状況が厳しい水道事業、下水道事業でございますので、その辺までちょっと考えが至ってないと言いますか、そういう状況でございます。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 14 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。

林委員 今回の料金改定にあたっては、上下水道事業審議会に諮問をし、平均 15 パーセントの改定が望ましいとの答申が提出されております。しかし現在、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続というのは、市民生活や事業者の経営を圧迫している状況にある中で、この点についてはどういうふうに上下水道局として考慮されたのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 上下水道事業審議会では、持続可能な長門市の下水道事業の運営のため、使用料のあり方について市長から諮問を受け、下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくためには適切な下水道使用料をどうすればよいかということを慎重審議いただいたところでございます。その中で、計画していた平均改定率 21.8 パーセントが理想であるものの、国際情勢による物価高が進行し、今後先行きが不透明な社会情勢の中では、この問題に直面している利用者の生活状況も考慮し、経営改善に資する 15 パーセントが望ましいとの答申がなされたところでございます。この答申を受けて、下水道事業の経営状況と今後の市民生活や事業者の経営状況等を比較して出された結論であることから、この答申を重く受け止めて、今回、改定率の平均も 15 パーセントとしたところでございます。

林委員 それで、これは以前の話になるんですけど、かつて上下水道事業審議

会というのは、令和4年10月からの水道料金の改定にあたって、激変緩和措置や福祉減免について検討することなど6項目にわたる付帯意見も記されておりました。今回の下水道使用料の改定にはこうした付帯意見は見当たりませんが、私自身、今においても当時の指摘というのは重要な意味を持つものと考えております。このことに対する見解をお尋ねいたします。

上下水道局長 審議会では、激変緩和措置や福祉減免についての付帯意見にかかる審議もございましたが、激変緩和措置については最低限の生活排水における使用者負担を考慮して、1か月10㎥までの従量使用料については低く抑えることを答申本文に入れることとし、福祉減免については上下水道局で行う施策ではなく、市の福祉部門が中心となって検討することであって、本答申には盛り込まないほうがいい等との意見があり、審議の結果、今回の答申には盛り込まれなかったという形とされました。また、上下水道局でも協議しましたが、激変緩和措置については、答申内容の料金改定案に反映させるとともに、基本料金については据え置くこととしました。福祉減免については、福祉関係部署において検討することであり、局としては連携できる部分については協力していくという方向で考えております。

上田委員 この度の付帯意見について意見が出ましたので、多分にかぶるんですけれども、本来、もっと収入が当然あればいいというのは、これは誰でも考えるところなんでしょうけれども、いろんな諸情勢、環境を鑑みまして、平均15パーセントアップというところに収まったと思うんですね。それを含めて、これから先の、値段が下がることはないと思いますけれども、大きな意味でのトレンドと言いますか、どのように今現段階でお考えになっているかというのをちょっとだけ聞かせていただけたらと思ひまして。

上下水道局長 今後どうしていくのかというところでございますが、先ほど水道のほうでもちょっと触れたかなと思いますが、経営戦略が5年経過しております。今年度、水道料金も含めまして今後の経営戦略の見直しを行う中で、今からの社会情勢等も踏まえ、下水道料金も今回承認されれば上げて、今度はうちの経済状況がどうなるのか、それとあと社会情勢がどうなるのか、人口減少がどうなるのかということを検討しながら、また経営戦略の中でそういうことを見ながら、上下水道事業審議会等の意見も伺いながら、事業の健全化に努めていきたいというふうに考えております。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第14号「長門市下水道条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場で簡潔に討論を行います。私は、13日に開かれました予算決算委員会において、「令和6年度長門市一般会

計補正予算（第４号）」に対する反対討論の中で、次のように発言しております。

「費用対効果も定かでない IT 関連企業等集積拠点施設の整備が本当に必要なのか、政策の優先順位として正しいのか、大いに疑問であります。限られた財源の中で、新たな施設整備は市民生活に直結するものにとどめるべきであり、公共施設維持管理計画を踏まえて、老朽化した上下水道のインフラ整備をはじめ、公共施設の管理や営繕といった施設の維持をいかに図っていくのか、これこそが最優先にすべき政策課題であると考えております」と述べているように、老朽化した上下水道のインフラ整備の重要性を指摘しております。下水道事業の経営環境は、人口減による使用料収入の減少に加え、施設の老朽化や維持管理費の増加など、経営環境は厳しさを増す状況にあり、こうした状況が続けば将来的に安定した汚水処理に支障をきたすことが考えられることから、本条例は令和 7 年 4 月 1 日より平均改定率を 15 パーセントとし、基本水量の廃止に伴う超過料金を従量料金に変更するとともに、この激変緩和対策として調整単価の導入等を行うものであります。下水道事業は装置産業であり、施設整備や維持管理には多額の資金を要するため、受益と負担のバランスを図りながら健全な事業経営を行っていかねばなりません。現在、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は市民生活や事業者の経営を圧迫している状況にあり、先行きに対する不透明感が依然強くなっている中で、令和 7 年 4 月 1 日からの改定期間は本当に適切なのか、改めて再考する必要があるのではないのでしょうか。確かに今回の料金改定にあたっては、激変緩和措置とともに基本料金が据え置かれることは一定の評価をするものの、低所得者世帯等に対する福祉減免などの措置が図られてはおりません。市長は、上下水道事業審議会の答申を踏まえて、リーダーシップを発揮し、上下水道局と福祉部門をしっかりと連携させ、福祉減免の制度化を指示すべきであります。それこそが、市長の掲げる「市民のいのちと生活を守る」ということではないのでしょうか。こうした点から、本条例改正案を認めることはできません。そのことを申し上げて、意見といたします。

綾城委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

中平委員 委員長、動議。議案第 14 号に対して、附帯決議案を提出したいので、暫時休憩をお願いいたします。

綾城委員長 ただ今、中平委員から附帯決議案提出のため休憩されたいとの動議が提出されましたので、この際、暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:20 —

— 再開 11:20 —

綾城委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、中平委員から議案第 14 号に対し附帯決議案が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。

中平委員 議案第 14 号「長門市下水道条例等の一部を改正する条例」に対する附帯決議。これは、委員の方はタブレット、執行部の方はペーパーのほうをご覧ください。読み上げることによって説明とさせていただきます。

それでは、本市の下水道使用料は、平成 28 年に市町合併から異なっていた料金を統一し、その後は経営効率化による費用の抑制や一般会計からの繰入れなどにより料金を据え置いてきた。下水道事業の経営環境は、人口減による使用料収入の減少に加え、施設の老朽化や維持管理費の増加など、経営環境は厳しさを増す状況にある。こうした状況が続けば将来的に安定した汚水処理に支障をきたすことが考えられることから、本条例は下水道使用料の料金体系の見直しを含む改定を行い、令和 7 年 4 月 1 日から平均改定率を 15 パーセントとし、基本水量の廃止に伴い超過料金を従量料金に変更するとともに、この激変緩和対策として調整単価の導入等を行うものである。料金改定にあたっては、上下水道事業審議会に諮問し、「平均 15 パーセント程度の改定が望ましい」との答申が提出されている。答申については一定の理解はするものの、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、市民生活や事業者の経営を圧迫しており、世界的な経済悪化など社会情勢は先行き不透明な状況にある。かつて上下水道事業審議会は、令和 4 年 10 月からの水道料金の改定にあたり「激変緩和措置や福祉減免について検討すること」や「社会情勢や経済情勢を十分考慮し、場合によっては改定時期の再検討を行うこと」など 6 項目にわたる付帯意見を付されている。今回の下水道使用料の改定には、こうした意見は見当たらないが、当時の指摘は今もなお重要な意味を持つものである。よって、市民生活に直結する下水道使用料の改定にあたっては、市長の政治理念に沿った「市民のいのちと生活を守る」観点から、以下の点について柔軟かつ適切な対応を求めるものである。

- 1 料金改定については、社会情勢や経済情勢を十分考慮のうえ、場合によっては改定時期の再検討を行うこと。
- 2 料金改定については、市民の理解と同意が得られよう説明責任を果たし、十分な周知を行うこと。また、下水道事業の将来像や見通し、経営状況等についても丁寧に説明すること。

3 激変緩和措置に対しては一定の評価をしているが、福祉減免についても早期に必要な措置を講ずること。以上、決議する。委員の皆様におかれましては、ご賛同賜るようお願いいたします。

綾城委員長 以上で趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号に対し本附帯決議を付すことに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 14 号に本附帯決議を付すことに決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。

ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 26 —

— 再開 11 : 27 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、「所管事務調査報告について」を議題とします。お諮りします。本委員会の所管事務調査のうち「公教育のあり方」に関する事項の調査結果について、お手元に配付のとおり、議長に報告したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議長に報告することに決定しました。なお、ただ今議決されました調査報告書について、字句その他の整理を要するものについては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に一任することに決定しました。

次に、「閉会中の継続調査申出書について」を議題とします。お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配付のとおり、議長に対し申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ること決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、委員長に一任することに決定しました。

最後に、「委員派遣について」を議題とします。お諮りします。委員派遣について、お手元に配付のとおり、議長に提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、委員派遣に

ついて、議長に提出することに決定しました。なお、ただ今議決されました委員派遣について、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続きについては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、手続きについては、委員長に一任することに決定しました。

これで文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 29 —